［号を削る。］

二　独立行政法人農業者年金基金法第四十五条第一項又は第二項の保険料の額の特例に係る申出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［号を削る。］

イ　［略］

［号の細分を削る。］

ロ　［略］

［号を削る。］

三　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）第四十二条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

［号を削る。］

二　独立行政法人農業者年金基金法第二十二条第一項又は第二項の未支給の年金給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の年金給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

三　独立行政法人農業者年金基金法第三十五条の死亡一時金の支給を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る農業者年金の被保険者若しくは被保険者であった者に係る住民票に記載された住民票関係情報

四　独立行政法人農業者年金基金法第四十五条第一項又は第二項の保険料の額の特例に係る申出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

ロ　当該申出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

五　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）第二十七条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者、当該者の配偶者又は当該届出に係る所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定の相手方に係る住民票に記載された住民票関係情報

六　独立行政法人農業者年金基金法施行規則第三十七条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該届出に係る所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定の相手方に係る住民票に記載された住民票関係情報

七　独立行政法人農業者年金基金法施行規則第四十二条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

八　農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。第十一号において「平成十三年法律第三十九号」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（次号及び第十号において「平成十三年改正前農業者年金基金法等」という。）第三十七条第一項又は第二項の未支給の年金給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の年金給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

九　平成十三年改正前農業者年金基金法等第四十一条第一項又は第二項の経営移譲年金の支給を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者、当該者の配偶者又は当該請求に係る所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定の相手方に係る住民票に記載された住民票関係情報

十　平成十三年改正前農業者年金基金法等第五十四条の死亡一時金の支給を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る農業者年金の被保険者又は被保険者であった者に係る住民票に記載された住民票関係情報

十一　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年法律第三十九号附則第八条第一項、第二項若しくは第三項又は第十一条第一項若しくは第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ、及びなお従前の例によることとされた農業者年金基金法施行規則